

令和3年

3月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和3年3月定例総会 会議録

1 日 時 令和3年3月12日(金) 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター 多目的ホール

3 出席委員(27名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐 弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員						
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員(2名)

23番 高橋 義弘 委員 24番 三浦ひとみ 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子
主事 本間 瑛帆
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第13号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について
議第14号 農用地利用集積計画について
議第15号 各証明願いについて
議第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

それでは、ただいまから、令和3年3月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、五十嵐直太郎会長より挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

< 挨拶 >

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めるということになっております。
それでは、五十嵐会長、よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、23番、高橋義弘委員、24番、三浦ひとみ委員の2名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、14番、土田治夫委員、15番、佐藤秀之委員の両名に願いたします。

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について13件、2、農地法第5条届出書の受理について2件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について1件、4、解約14件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について108件、以上138件について農地係長が報告いたします。

○阿彦主査兼農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、願いたします。

主に、中間管理事業の部分に関わるものですので、その辺もご理解いただきたいと思います。
自分に関する地域の部分、精査いただければと思いますが。

どうでしょうか。ご質問ございませんでしょうか。質問ありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、それではこれで報告事項を終わります。

◎議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請については、13件の許可申請がありました。その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書33ページでございます。議第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

このたびの農地法第3条の規定による許可申請につきましては、全ての案件によりまして要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では農業者年金への影響はないものと考えます。

酒田20番、こちらの関係性は親子になります。このたび年金を伴う経営移譲の再設定ということで、20年間の使用貸借権設定となります。

続いて、酒田21番と酒田22番、同じ受人となっております。こちらは年金を伴わない経営移譲ということで、使用貸借権の設定、それぞれ20年間ということになっております。次のページです。

酒田23番、こちらは高砂四丁目の農地になりますが、市街化区域ということで、3条での貸借権設定を行うこととなります。期間は3か年、賃借料が10アール当たり4,000円ということになっております。

経営面積欄をご覧くださいませとおり、受人が新規就農者でございます。別添資料6ページから9ページまでに、青年等就農計画認定申請書の写しを載せてございます。こちらによると、作付作物はネギを予定されております。これについては、集積案件においても借入れを行いますので、こちらも含めた内容での記載となっているものでございます。

また、補足としまして、遊佐町のほうにも農地を借り受けるということで、2月25日時点で70アールほどを借り受けているものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

酒田24番、広野地区になりますが、こちらも市街化区域でございます。そのため、3条での貸借権を行うものでございまして、期間は10年間、賃借料は10アール当たり1万1,000円ということでございます。

酒田25番、こちらは浜中の畑4筆につきまして、相手方の要望によつての所有権移転となります。別添資料の8ページをご覧ください。10アール当たりの単価が50万円ということになっております。それでは、議案書にお戻りください。

酒田26番と酒田27番、同じ受人でございます。酒田26番のほうについては黒森の畑、3筆を借り受けて、使用貸借権の設定3か年ということになります。

なお、作付の作物について、この箇所では自家野菜を10アール、カブの作付を35アールほどを予定しているということでございます。なお、こちらは面積35アール、10アールということで、次の酒田27番を加えて50アールの面積を確保するものでございます。

次の酒田27番では田2筆を借り受けます。水稻を作付するということになっておりまして、こちらも相手方の要望によつての、所有権移転になりますが、贈与ということになっております。

続いて、次のページをお開きください。

八幡1番になります。こちらは年金を伴わない経営移譲ということでございまして、使用貸借権の設定が10年間でございます。

続く八幡2番も同様に、年金を伴わない経営移譲ということで、10年間の使用貸借権の設定となつ

ております。松山、お願いします。

○松山総合支所 門協調整主任

次のページになります。

松山4番、親子になります。申請事由は年金を伴う使用貸借の再設定で、期間は20年です。

松山5番、こちらも親子です。申請事由は年金を伴う使用貸借の再設定で、こちらも期間は20年となっております。以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて平田です。平田3番、こちらは3筆、相手方の要望による所有権移転です。別添資料にありますが、10アール当たりの単価は10万円、総額92万9,900円です。こちらは単価が低いために3条となっております。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。3月5日に第4班による農地調査委員会を行っております。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお問い合わせいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お問い合わせいたします。

ご質問、ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第11号については許可決定といたします。

◎議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

続きまして、議第12号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第12号 農地法第4条の規定による許可申請については1件の許可申請がありましたので、その

可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、37ページです。

酒田1番、土地の表示、生石の田1筆となっております。4条申請ということで、ご自身の所有地の転用申請ということになっております。申請人は現在、八幡地域にお住まいの方でございまして、このたびの申請事由としては、住宅敷地として活用するためでございまして、別添資料をご覧いただきたいと思っております。

2ページと3ページに、位置図と字切図と案内図がございまして、

位置図のほうからご覧いただけますとおり、生石集落のそばに国道345号が走っておりますが、その道路沿いにある東平田郵便局から少し南に下がった箇所でございます。

国道345号から西側に向かって圃場整備事業済の箇所になっております。そのためこちらが農業公共投資の対象で10ヘクタール以上の集団農地にある場所と判断されます。また、良好な営農条件を備えている農地ということで、農地区分は1種と判定しております。

このたびの許可基準としましては、国道345号を挟みまして、生石の集落がございまして、その集落に接続しているということで、1種であっても日常生活上必要な施設で集落に接続していることから転用の許可基準満たすということで、許可としては問題ないと判断しているところでございます。詳しくは後ほどスライドでご確認いただきたいと思います。

土地の状況について申し上げますと、字切図ご覧いただけますと、撮影方向①と書いてある場所に道路、農道がございまして、そこから市有地を挟みまして、またさらに周辺が水路に挟まれた場所になっております。地番が2-1という場所については、3ページの案内図をご覧いただけますと、既に建物が建っている箇所になっているところでございます。

このたび申請人がこの箇所を選定して住宅敷地とする理由につきましては、申請人の自宅が生石の山側のほうに建っているわけですが、自宅が急傾斜地に指定されているため、新たに住宅を建てられないということで、このたびこの箇所に住宅を建てるとなっております。

なお、こちらの状況ですが、昨年4月の総会で3条での農地取得をした箇所でございます。耕作を目的とする取得のため作付をしておりましたけれども、状況としては水はけが悪く、なかなか作物を育てにくいということもあり、またさらにこの方が畜産を営んでいる方でございまして、牛舎が集落内にあり、さらに現在、八幡地域の市営住宅のほうにお住まいだということでございまして、地元のほうに戻り、畜産を行うに当たって、この箇所に住宅を建てたいという理由でございました。それでは、スライドのほうを併せてご覧いただきたいと思いますのでお待ちください。

(スライドを映写)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、4条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田1番の現地調査の結果を、15番、佐藤秀之委員より報告願います。

○15番 佐藤秀之委員

15番、佐藤です。

酒田1番について、別段問題のある箇所ではなく、許可に支障はないのではないかと思います。また、申請人は地区において、環境保全会等の農業関係の活動を積極的になさっていて、これからの担い手としてふさわしい人物だと思います。

- 五十嵐直太郎 議長
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第12号については許可決定といたします。

◎議第13号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について

続きまして、議第13号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

- 村岡事務局長
議第13号 農地法第5条の規定による許可の計画変更については1件の計画変更申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

- 平田総合支所 五十嵐主査
それでは、農地法第5条の規定による許可の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。
平田1番、計画変更です。登記簿上の地目は田ですが、現況は畑になります。
用途は現場事務所、休憩場、仮設トイレ、駐車場、資材置場です。円能寺・沖地区経営体育成基盤整備事業に伴う現場事務所の設置という内容です。
こちらは令和2年7月14日許可が決定されたものが変更になります。
変更内容は、基盤整備事業の工事が令和3年、4年と引き続き行われることから期間を令和3年3月31日とあるものを令和5年3月31日まで延長するものです。
農地区分は、農用地区域内農地、いわゆる青地となります。農用地区域内にございますが、ほかに適当な場所がなく、期間延長とも3年以内であることから、一時転用の許可基準を満たすものと考えております。別添資料の4ページ、5ページをご覧ください。
平田1番、変更の位置図をご覧ください。
平田総合支所から東へ10キロ進んだ場所になります。
次に5ページの案内図をご覧くださいとより分かりやすいかと思えます。
中野俣を東西に走る県道の近く、沖集会所にも近い集落の中になります。
4ページの下、字切図をご覧ください。隣接地については私道と水路に囲まれているため、隣地の同意は不要となっております。
それでは、審議の参考にしていただきますようスライドをご覧ください。
(スライドを映写)

- 五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

- 16番 飯塚将人委員長
16番、飯塚です。
議第13号 農地法第5条の規定による許可の計画変更については、農地調査委員会では、許可する

ことに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可の計画変更案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

平田1番の現地調査の結果を、26番、後藤保喜委員より報告願います。

○26番 後藤保喜委員

26番、後藤保喜です。

この案件につきましては、ご説明がありましたとおり、昨年7月からの一時転用なんですけれども、7月時点で現地調査した状況と今も変わりなく周囲の農地へ及ぼす影響もないと考えられます。また、中野俣川の河川工事があったために、工事がやや遅れているという状況があったと聞いております。それと地権者も了解済みの件でありますので問題ないかと思っております。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第13号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第13号については、許可決定といたします。

◎議第14号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第14号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第14号 農用地利用集積計画については、1、特別事業、(1)所有権の移転3件、2、一般事業、(1)所有権の移転1件、(2)利用権の設定75件、3、農地中間管理事業、(1)利用権の設定336件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

農用地利用集積計画について、1番、特別事業、(1)所有権の移転です。

公告予定日は令和3年3月17日の予定です。

なお、今回ご審議いただきます農用地利用集積計画の前提につきましては、要件欄に記載がありますとおり1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。

それでは、番号、新堀の1番から申し上げます。

このたびの新堀1番、2番、3番とも認定農業者でございます。譲渡人は全てやまがた農業支援センターでございまして、このたび3名への売却となったものでございます。土地の所在はそれぞれ新堀でございます。10アール当たりの対価は50万円でございます。また、移転時期、支払い時期は、令和3年3月17日と令和3年4月30日の予定でございます。

この3件につきましては、令和2年12月に申出がありまして、その翌月の1月総会にて売渡しの決議がされたものでございます。やまがた農業支援センターまで売渡されていたものをこのたび譲受人への所有権移転を行うものでございます。

それでは、次の40ページになります。

2番、一般事業、(1)所有権の移転です。こちらの公告予定日も3月17日の予定です。新堀1番です。こちらは先ほど18条6項で解約がありました2筆でございます。このたび10アール当たり50万円の対価で売買を行います。移転時期、支払い時期は3月20日の予定でございます。なお、こちらにつきましては先ほど報告のとおり、中間管理事業での解約を行ったところでございます。そのため経営転換協力金の返還発生となることとなりますけれども、その承諾は得ているところでございます。続いて、41ページになります。

2番、一般事業、(2)利用権の設定です。こちらにも3月17日が公告予定日となっております。案件数が多く増えておりますので、10アール当たりの賃借料が1万1,000円で10年の契約で更新となるものについての説明は省略させていただきます。それ以外の内容について説明を申し上げます。西荒瀬1番、2番と関連になりますので、併せて申し上げます。同じ受け人となっております。先ほど3条議案でも出てまいりましたが、新規就農者の方でございます。

土地の表示が宮海の畑をそれぞれ1筆ずつ1年の借受けの契約となるものでございます。これは、地権者と耕作者の双方の意向でございます。また、10アール当たり賃借料が6,060円ということで、それぞれ総額では3,000円ずつとなっております。

状況としては、ビニールハウスが建っている場所でございます。地権者と耕作者双方の意向によりこのたび1年ずつ更新を行う予定でございます。

続く、北平田1番です。10年1万1,000円の新規契約です。東平田2番、1万円で5年の更新契約です。東平田3番も同じ借受人です。1万円で5年の更新契約です。

次のページ、お願いします。

中平田2番、中平田3番、こちら、尾形委員の該当する案件となっております。このたび父から子への借受人変更の契約移転となるものでございます。賃借料は11,000円と4,000円を含む10年の契約となります。続く中平田4番、11,000円、10年の移転の契約です。中平田5番、3年の新規契約です。43ページになります。

こちらは北部3番、20年の更新契約です。酒田1番、20年の新規契約となるものでございます。新堀2番、切替えて10年1万1,000円の賃借料です。広野8番、10年で更新です。

広野9番、10年で更新契約ですが、賃借料9,000円が含まれています。

次のページをお開きください。44ページです。

浜中の7番は更新です。八幡30番、こちらは4年の更新契約となります。

八幡31番、こちらは10年で新規の契約です。八幡32番、6年で新規の契約です。

なお、先ほどの八幡の30と32番については、ほかの契約と周期を合わせるための年数設定となっておりますのでございます。

次のページ、八幡33番です。こちらは8,000円の賃借料となります。10年の更新契約です。

八幡34番、5年で1万1,000円の新規契約です。八幡35番、10年で1万1,000円の新規契約です。

八幡36番、6,000円で10年の更新です。次のページをお開きください。

八幡37番は0円と6,000円が含まれた更新、10年となります。

八幡39番になります。吉高委員の関連する案件になりまして、10年、1万1,000円の新規契約です。

次のページをご覧ください。八幡41番は1万1,000円で10年の新規契約です。

八幡42番、八幡43番は同じ借受人です。3年で9,000円の新規契約です。

八幡44番、2年で1万1,000円の新規契約です。この契約については借受けが終了後、同人どうしで売渡しの予定となっているものでございます。

八幡45番は1万2,000円で5年の更新契約です。48ページをお開きください。

八幡46番、47番と貸付人が同じ世帯でございまして、離農に伴い貸付けを行います。1万1,000円で10年の新規契約となります。

松山、お願いします。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、松山10番、11番ですが、こちらは更新の案件となっております、1万1,000円の10年の更新となっております。

松山12番と松山13番、貸付人が同じで、それぞれ5年の切替え契約となっております。

松山14番ですが、こちらは終期を迎えた農地を受け手を第三者へ変更するもので、3,000円10年新規となります。

松山15番も、終期を迎えた農地の受け手を第三者へ変更するもので、1万1,000円10年の新規となっております。

松山16番ですが、こちらは1万1,000円1年新規で期間が1年となっているのは令和4年度の間管理事業で改めて利用権申請し直すために終期を令和4年3月31日としたものです。

以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。平田38番、3,000円、7,000円、新規です。

次のページです。平田39番、0円5年の更新です。平田40番、41番、同じ受け人です。

40番は0円10年の更新。41番が1万2,000円、10年の更新です。

平田42番、43番、同じ受け人になります。42番が6,000円10年の更新。43番は9,000円10年の更新です。平田44番から平田52番まで檜橋地区の案件になります。地区の生産組合で耕作しやすいように、地区で話し合いをした結果がこのようになっておりますが、全て賃借料が0円で、5年の新規です。

平田53番、9,000円5年の新規です。

平田54番から56番、同じ受け人になります。全て1万1,000円10年の更新です。

平田57番、1万1,000円、10年の更新です。

平田58番、1万1,000円、5年の更新です。

平田59番、1万1,000円、5年新規です。

平田60番、1万1,000円、10年更新です。

平田61番、1万1,000円、10年新規です。

平田62番、1万1,000円、3年更新です。

平田63番から70番まで、同じ受け人になります。

63番が9,000円、10年の更新。

64番が1万1,000円、9,000円が混在しております。10年の更新です。

65番、1万1,000円、10年の更新。66番、9,000円、10年の更新。67番、1万1,000円、5年更新。

68番、1万1,000円、10年更新。平田69番、1万1,000円、3年更新です。平田70番、1万1,000円、

10年更新です。平田71番、1万1,000円、10年の更新です。

以上です。

○阿彦主査兼農地係長

57ページをご覧ください。

3番、農地中間管理事業（1）利用権の設定です。公告予定日は3月17日の予定でございます。

このたび中間管理事業の件数としては全て336件となります。全て農地集積センターの本店会議でのマッチングを経てこのように上程されておりますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

なお、酒田管内では260件、また庄内みどり農協管内としては139件となっております。こちらについての始期は令和3年4月1日からとなっております。

また、JA袖浦管内については121件、こちらは令和3年4月19日からの始期となっております。

なお一部の袖浦1番と2番のみ、4月1日からの始期となっているものがございますが、こちらは庄内みどり農協組合員の方が借り受けるということで、4月1日に合わせているものでございます。

また、八幡管内の案件については、109ページから14件でございます。

松山管内については112ページからの46件、平田管内は121ページからの16件でございます。

主にご担当の地区について、お目通しをお願いしたいと思います。

その他、補足がありましたら地元委員のほうからお願いしたいと思います。

説明は以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調整委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第14号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

かかる件数が多いので、二、三分、精査の時間を設けます。

中間管理事業に関しては、先般の本店会議を経ておりますが、全ての農業委員の皆さんがそこに出席しているわけではございませんので、二、三分ほど精査の時間を設けますので、よろしくお願いたします。暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時30分 再開

○五十嵐直太郎 議長

それでは、議事を再開いたします。

ただいま精査の時間を設けましたけれども、ご覧になりまして何かお気づきの方、最初にお伺いたします。

ないようでしたら、それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。議事参与制限に該当する案件として、4番、阿部香美委員、5番、吉高祐二郎委員、16番、飯塚将人委員、17番、佐藤良委員、21番、兼山宏勝委員、25番、尾形大介委員、26番、後藤保喜委員、27番、佐々木治人委員が該当する案件があります。

8名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

議事参与の制限にかかる案件について、議案書のページと番号を申し上げます。

議案42ページ、中平田2番及び3番、46ページ、八幡39番、57ページ、南遊佐5番、61ページ、本楯1番、80ページ、新堀5番、83ページ、新堀21番、84ページ、広野1番、袖浦1番、108ページ、袖浦21番、109ページ、浜中1番、124ページ、平田14番の12件について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、中平田2番、3番、八幡39番、南遊佐5番、本楯1番、新堀5番、新堀21番、広野1番、袖浦1番、袖浦21番、浜中1番、平田14番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案12件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、これら12件について、計画決定といたします。

ここで、4番、阿部香美委員、5番、吉高祐二郎委員、16番、飯塚将人委員、17番、佐藤良委員、

21番、兼山宏勝委員、25番、尾形大介委員、26番、後藤保喜委員、27番、佐々木治人委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について審議します。

ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。何かご質問はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第14号については全て計画決定となりました。

◎議第15号 各証明願いについて

続きまして、議第15号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第15号 各証明願いについては、1件の証明願いの提出がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。

詳細については、担当が説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書125ページをご覧ください。

各証明願いについてです。酒田2番、届出人は亀ヶ崎の〇〇さんです。対象の土地の表示につきまして、こちらに記載があります47筆について経営状況の確認ということでございます。

面積は1万2,118平米となっております。経営状況については農業共済細目書を確認済でございます。引き続き農業を営んでいくこと及び納税猶予適用農地等の売渡し、貸付け、転用、または耕作放棄のないことを確認しているところでございます。

このたび、贈与税の納税猶予継続手続のためということで、3年に一度の証明交付申請があったため、その内容についてご審議を願うものでございます。よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。議第15号 各証明願いについて、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前に、農業経営状況の確認をいたします。

酒田2番について、地元農業委員から状況報告を願います。

兼山宏勝委員、お願いたします。

○21番 兼山弘勝委員

21番、兼山です。〇〇君は若い頃から農業一筋で、生産組合長、青年部など様々な役を経験しまして、現在は地元農家部の役員をしております。経営意欲も満々で、地元の人たちの信頼も厚く土地利用について、要件を満たしておると思いますので、問題ないと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第15号 各証明願いについて証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第15号 各証明願いについては交付決定といたします。

◎議第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

続きまして、議第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、を上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについては、平成30年3月26日に決定した酒田市の指針について、農業委員会の改選期である3年ごとに検証及び見直しを行うこととなっているため、その内容を審議いただくものです。

詳細については次長より説明いたします。

○遠田事務局次長

それでは、私のほうから、議案は126ページ議第16号の詳細を説明させていただきたいと思います。最適化の指針の見直しにつきましては、先月まで協議会でも何度かご説明をいたしましたけれども、このたびの総会で見直しについて議決をさせていただきたいと思い、提案させていただくものでございます。

指針につきましては、改めてご説明をいたしますと、農業委員会等に関する法律第7条の規定で、農業委員会は最適化の指針を定めるように努めなければならないという規定がございまして、酒田市については前回改選時の平成30年3月26日の日に策定をいたしております。

目標年度は令和5年度末としておりますけれども、改選の3年ごとに見直しをするとされているため、このたびの改選で見直しを行うものでございまして、指針については最適化ということで、3本柱、担い手への集積、遊休農地の発生防止、それから新規参入の促進の3本について数値目標と推進等を定めております。今回それぞれにつきまして所要の見直しを行うものでございます。

具体的には128ページをご覧くださいんですけども、まず1つ目、担い手への集積についてということで、当初、令和6年3月に80%にしたいという目標があったところ、このたびも引き続き80%で継続をしていきたいというところでございます。

それから、次の129ページ、遊休農地の解消目標、当初0.16%ということにしておりましたが、このたびも引き続き0.16%というところを堅持して、皆さんから遊休農地の発生防止解消に努めていただきたい。

なお、少し補足いたしますと、この遊休農地面積というのは農業委員の皆さんから夏に農地パトロールで、各地区に入っていていただいて確認いただいた遊休農地ということになります。この数字を

0.16%で引き続き維持していきたいというふうに考えております。

最後に新規参入の目標というようなことで、こちらにつきましてはおおむね達成をされておるとい
うようなこともありまして、今後、年1ヶの経営体の増加と0.5ヘクタールの増加を目標とするよ
うなことで見直しをしたかどうかということ、当初目標は14経営体だったんですけども、この
たび130ページになりますが、目標を17経営体、面積は当初15.6を目標としておりましたが、31.7
に見直すということではいかがかというふうに考えてございます。

なお、(2)に推進方法ということを書いてございますが、こちらについて大きな変更はありません。
現状に即して若干の書きぶりを見直してございます。

例えばですけども、128ページにお戻りいただきたいと思えます。

128ページの中ほど、(2)ですけども、担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推
進方法の①、人・農地プランに係る取組について、のところで、これまでの指針は、実質化に向け
て主体的に取り組んでいくという書きぶりでした。これはこのたびこの3月、農政課に確認したら、
今日付けで正式発行するというふうに聞いております。実質化された人・農地プランを今度は実行
に向けて具体的に取り組んでいくというような形に変更等をいたしておるところでございます。
説明は以上となります。ご審議、よろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま次長のほうから資料説明がございました。

このことについて、審議に入ります。皆さん、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何か皆さんご質問はございませんか。先月いろいろ皆さんに提示させていただきまして、運営委員
会等でも検討してまいったところでございますが、何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、原案のとおり決定するこ
とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、
を決定いたします。

閉 会

以上をもちまして、令和3年3月定例総会を閉会します。

どうもご協力、ありがとうございました。

(午前10時47分 開会)